

請求書への押印省略についての Q&A

令和6年1月 斜里町会計課

No.	質問	回答
1	押印省略の対象となる書類は何ですか？	令和6年1月以降に発行される請求書が対象となります。ただし、法令、規則等の規定により押印が必要とされているものは対象外とします。
2	押印省略の場合、どのような請求書とすればいいですか？	従来 of 請求書の記載事項に加え、「担当者」の役職（所属）・氏名（フルネーム）・連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
3	「担当者」とは誰のことですか？	「担当者」とは請求書の発行や送付等に関する事務を担当する方のことをいいます。
4	個人や個人事業主からの請求書の場合は？	従来 of 請求書の記載事項に加え、請求者（債権者）の連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
5	連絡先は携帯電話やメールアドレスなどでもいいですか？	直接連絡をする必要があることから固定電話番号を基本とし、固定電話を設置していない場合は携帯電話番号を記載してください。
6	請求書を電子メールで提出できますか？	押印省略の必要事項が記載された請求書については、電子メールで提出できます。
7	電子メールで請求書を提出する場合のファイル形式は？	電子メールで提出する請求書は、PDF形式とします。事前に提出先担当課にメールアドレスを確認の上、添付ファイルにして送信してください。送信後は担当課が受信済みか、確認の連絡を必ずおこなってください。
8	電子メールで提出する請求書の請求日は？	請求書の請求日は送信日と同一日としてください。
9	従来 of 押印のある請求書は提出できますか？	これまでどおり郵送か持参により提出いただけます。
10	押印のある請求書を電子メールにより提出する場合は「担当者」の記載が必要ですか？	記載が必要です。電子メールにより提出する請求書は、押印を省略した請求書とみなして受理することとなりますので、「担当者」の記載が必要です。
11	請求書をファックスで提出できますか？	ファックスは請求書の記載内容が不鮮明となる場合があるため、お受けできません。
13	押印省略した請求書に訂正箇所が発生した場合はどのような対応になりますか？	差し替えとなりますので、再度請求書を作成して提出していただく必要があります。
14	押印を省略した請求書が2枚以上にわたる場合は、割印も省略できますか？	割印も省略できます。その場合は「〇/〇ページ」など複数ページが一連であることがわかるようにしてください。